

最高裁判所家庭規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成20年10月16日(木) 13:30～15:20

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者(敬称略,五十音順)

(委員)

青山善充,大久保博,大谷剛彦,大野恒太郎,岡部喜代子,酒巻匡,高橋利文,竹下守夫,長岡哲次,那須弘平,二本松利忠,松尾浩也,丸島俊介,深山卓也,八木正一,山田攝子

(幹事)

浅香竜太,安東章,小川達雄,小田正二,甲斐淑浩,佐々木宗啓,島田幸男,高野篤雄,辻裕教,中村文生,羽山秀樹,番敦子,樋口昇,山崎健一

4 諮問事項

少年審判規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

(資料)

- 1 最高裁判所家庭規則制定諮問委員会諮問事項
- 2 少年審判規則の改正に関する要綱案
- 3 最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

(参考資料)

- 1 少年法の一部を改正する法律新旧対照条文
- 2 被害者等による少年審判傍聴の運用イメージ
- 3 被害者等に対する審判状況の説明の運用イメージ
- 4 最高裁判所規則制定諮問委員会規則
- 5 リーフレット(少年審判の傍聴について)(案)
- 6 リーフレット(少年犯罪によって被害を受けた方へ)(案)

6 議事録

【二本松委員】最高裁判所事務総局家庭局長の二本松でございます。

ただいまから、最高裁判所家庭規則制定諮問委員会を開催いたします。

まず、審議に先立ちまして、本委員会におきまして初めて顔を合わせられる方もおいでかと存じますので、氏名等、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

最初に、青山委員から、次に大久保委員というように、時計の反対回りの順でお願いします。

なお、お席に座られたままで結構でございます。どうぞお願いいたします。

【青山委員】明治大学法科大学院の青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大久保委員】横浜弁護士会に所属しております弁護士の大久保博です。よろしくお願いいたします。

【大谷委員】最高裁判所事務総長の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

【大野委員】法務省刑事局長の大野です。よろしくお願いいたします。

【岡部委員】東京弁護士会弁護士の岡部と申します。よろしくお願いいたします。

【酒巻委員】京都大学の酒巻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋委員】最高裁判所総務局長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

【竹下委員】駿河台大学総長をしております竹下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【安東幹事】最高裁判所の総務局の第一課長をしております安東でございます。よろしくお願いいたします。

【小川幹事】日本弁護士連合会事務次長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【甲斐幹事】内閣法制局参事官の甲斐と申します。よろしくお願いいいたします。

【佐々木幹事】法務省司法法制部参事官の佐々木と申します。よろしくお願いいいたします。

【辻幹事】法務省刑事局刑事法制管理官の辻でございます。よろしくお願いいいたします。

【中村幹事】最高裁判所大法廷首席書記官の中村でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【羽山幹事】東京家裁少年首席書記官の羽山でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【番幹事】第二東京弁護士会のほうに所属しております、日弁連の犯罪被害者支援委員会副委員長の弁護士の番と申します。よろしくお願いいいたします。

【樋口幹事】東京家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官をしております樋口と申します。よろしくお願いいいたします。

【山崎幹事】横浜弁護士会に所属しております弁護士の山崎と申します。日弁連の子どもの権利委員会の幹事を務めております。よろしくお願いいいたします。

【長岡委員】東京高等裁判所の刑事部の裁判官をしております長岡でございます。きょうはどうぞよろしくお願いいいたします。

【那須委員】最高裁判所判事の那須弘平でございます。よろしくお願いいいたします。

【松尾委員】私は、昔のことを申し上げるようではなはだ恐縮ですが、東京大学法学部に在職しておりました松尾浩也と申します。

【丸島委員】日弁連の事務総長をしております丸島俊介でございます。よろしくお願いいいたします。

【深山委員】法務省大臣官房司法法制部長の深山です。よろしくお願いいいたします。

【八木委員】東京家庭裁判所少年部の判事、八木でございます。よろしくお願いいいたします。

【山田委員】第一東京弁護士会所属の弁護士でございます山田です。よろしくお願いいいたします。

【浅香幹事】最高裁判所家庭局の第二課長をしております浅香と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

【島田幹事】最高裁判所事務総局家庭審議官の島田でございます。よろしくお願いいいたします。

【小田幹事】最高裁判所家庭局第一課長の小田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【高野幹事】家庭局第三課長の高野と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

【二本松委員】どうもありがとうございました。

次に、当諮問委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

現在、この家庭規則制定諮問委員会の委員長は空席になっておりますが、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりますと、各委員会の委員長は各委員会の委員が互選するとなっております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと存じます。

事務方を務める委員として提案させていただきますと、従来最高裁判所判事である委員が委員長に選任されておりました、今回もこれに倣い、那須弘平委員に委員長をお願いしたいと考えております。この点はいかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【二本松委員】ありがとうございます。

それでは、那須委員に委員長をお願いすることになりましたので、那須委員、よろしくお願い申し上げます。

(那須委員、委員長席へ移動)

【那須委員長】ただいま、委員長になるようにということでお話をいただきましたので、司会進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本委員会への諮問事項でございますが、お手元の配布資料にありますとおり、少年審判規則の一部を改正する規則の制定についてということでございます。具体的な内容については、事務局で作成しました要綱案にまとめられておりますので、これをもとにご審議をお願いしたいと思います。

また、どのような規則とするかについては、運用面と密接にかかわってくることでございますので、制度の運用イメージについても事務局から説明をしてもらいたいと思います。

審議の進め方は、お手元の進行予定に従いまして、担当の委員、幹事から説明を聴取した上で、皆様のご意見をお伺いし、途中、休憩を挟んで、午後3時半ころまでには終わりたいというふうに予定しております。そういうことでよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

【那須委員長】それでは、まず、浅香幹事から、本日の配布資料と議事録の取扱いについて説明してください。

【浅香幹事】それでは、私のほうから配布資料についてご説明申し上げます。

まず、目録の資料1から3と、参考資料の1から4、これにつきましては事前に、既に皆様にお渡ししております資料でございます。

本日、それに加えて、参考資料の5と6を新たに席上にお配りしてございます。

まず、既にお配りしていた目録の資料1でございますが、これは、本委員会への諮問事項で

ございまして、その内容はただいま委員長のほうからご紹介があったとおりでございます。

資料2でございますが、事務局で作成しました少年審判規則の改正に関する要綱案でございます。内容につきましては後ほどご説明させていただきます。

資料3でございますが、これは本委員会の委員、幹事の名簿でございます。

次に、参考資料の1でございますが、これは、少年法の一部を改正する法律の新旧対照条文でございます。

資料2と3につきましては、それぞれ少年審判傍聴の運用イメージ、それから、審判状況の説明の運用イメージ、これらをフローチャートで示させていただいたものでございます。それぞれこの運用イメージの右側でございます運用事項欄、オレンジ色で記載している部分ですが、これにつきましては、準備会でご意見を賜って、特にご異論のなかった事項につきまして取りまとめさせていただいたものでございます。

これら、二つの資料につきましては、後ほどご説明する際にも使わせていただく予定にしております。またその際にご案内申し上げます。

参考資料4でございますが、これは、家庭規則制定諮問委員会についての根拠規則になります。

参考資料5、これが本日お配りしたものでございますけれども、これは、被害者の方に少年審判の傍聴制度をご案内するために、当局において新たに作成することを予定しております現時点でのリーフレット案でございます。

それから、参考資料の6でございますが、これは、同じく今回の改正を受けまして、当局で既存の被害者配慮制度のリーフレットを改訂することを予定しております。それについて、主に説明制度を盛り込ませていただいた形での改訂リーフレット案でございます。

配布資料の説明は以上でございます。

続きまして、議事録の取扱いについてお諮りしたいことがございます。最近の規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記して議事録を作成し、これを何らかの形で公表することをしております。本委員会におきましても同様の取扱いをさせていただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

【那須委員長】ただいまの浅香幹事の説明について、ご質問またはご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

【那須委員長】特にご意見もないようでございますので、議事録については、顕名かつ公表と

いう方向で作業を進めたいと思います。

次に、諮問の趣旨について、二本松委員から説明してください。

【二本松委員】それでは、私のほうから諮問の趣旨についてご説明申し上げます。

既にご案内のこととは存じますが、少年法の一部を改正する法律が本年6月11日に成立し、同月18日に公布されました。

この法律は、既に施行されている一部の規定を除いて、公布日から六月以内、すなわち本年12月17日までの政令で定める日から施行されることとされております。

この法律は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲、被害者等の申出による意見の聴取の対象者を拡大するとともに、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度、及び家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度を創設し、あわせて成人刑事事件の管轄を家庭裁判所から地方裁判所、簡易裁判所に移管するものです。

これらの改正事項のうち、法律から規則に委任された事項や、法律を運用する上で必要な事項を定めるため、少年審判規則の改正が必要となっているところでございます。

なお、成人刑事事件につきましては、少年審判規則に関連する規定がございませんので、この法改正に伴う少年審判規則の改正の必要は生じておりません。

ところで、少年審判規則の改正は、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけですが、最高裁判所は規則の改正を行うに際して、規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができることとされております。今回の改正につきましては、その内容等に照らし、家庭規則制定諮問委員会に諮問し、その審議を経た上で裁判官会議で議決するのが相当であると考えられ、お手元の諮問事項について諮問させていただくこととなったものでございます。

諮問事項の具体的内容は、お手元に配布しております要綱案としてまとめたものでございます。本委員会に先立ちまして、委員及び幹事の一部の方にお集まりいただき、準備会を開催してご議論いただきました。その結果を踏まえて要綱案を事務局で作成いたしました。本日は、この要綱案をもとにご審議をお願いしたいと存じます。

なお、今後のスケジュールについて付言いたしますと、本委員会におけるご議論を踏まえまして、事務局において規則案を作成した上で、最高裁判所裁判官会議で審議、議決をいただく、このように考えております。

以上でございます。

【那須委員長】それでは、審議に入らせていただきますが、私、最高裁へ入りましてから、評議のほうについてはもう2年ほど経験しまししている慣れてきましたのですが、この種の委員会などについては全く不慣れでございます。ちょっとかたい感じで進行するかと思いますけれども、どうぞ皆さん、できるだけご自由に発言をしていただいて、実のある議論にさせていただきたいと思います。

それでは、まず、最初に、被害者等による少年審判の傍聴制度に関する規則の審議、これは資料2の要綱案でいきますと、第一と第二についてでございますが、審議したいと存じます。

この要綱案の内容について、運用のイメージと合わせまして、浅香幹事から説明してもらうことにします。

どうぞ。

【浅香幹事】それでは、ご説明申し上げます。

傍聴制度に関してご説明申し上げますが、恐れ入りますが、恐らく10分余りお時間をいただくかと思えます。

今回の改正法22条の4でございますが、これによりますと、家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより、一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、申出をした者に対し審判の傍聴を許すことができると定められております。

この新たに設けられた傍聴制度に関する規則の要綱案のご趣旨をご説明いたしますとともに、委員長のお話にもございましたとおり、運用イメージについてもご説明したいと思います。

お手元にお配りした参考資料2の傍聴に関する運用イメージをご覧になっていただけますでしょうか。カラー刷りになったもので1枚紙で、被害者等による少年審判傍聴の運用イメージ、参考資料2と書いてある資料でございます。

この資料の中に、左手のほうに、事件の手続の流れが書いてございます。それから、真ん中の規則化事項と書いてあるところに、今回ご審議いただくことになる規則化事項を箇条書き程度に書かせていただいております。それから、右側の運用事項欄、オレンジ色のところが運用イメージを書かせていただいているところです。

これをお手元に置いていただいて、あわせて、今、委員長のほうから話がありました資料2の要綱案のほうもご覧いただきながら、説明を聞いていただければと思います。

まず、運用イメージの中ほどにございます、黄色く「傍聴の申出」とございますけれども、

傍聴の申出のところからまず申し上げていきたいと思ひます。

要綱案の第一の一からご説明いたしたいと思ひます。要綱案の第一の一は、審判の傍聴の申出の際に明らかにすべき事項についてでございます。これは、法22条の4第1項による規則委任事項でございますして、家庭裁判所において申出人が法に定める被害者等に該当することを確認し、また、確実に事件を特定することができるよう、被害者等による審判の傍聴申出の際に明らかにすべき事項について手当させていただいたものです。

既存の記録の閲覧謄写制度などにつきましても、今回と同様の規定が置いてございます。

次のページになって恐縮ですが、要綱案の第一の二についてご説明申し上げます。要綱案の第一の二でございますけれども、これは、傍聴の申出を行う代理人の資格に関するものでございます。審判傍聴を希望する被害者の方が、傍聴の申出を代理人によって行うことを希望される場合もあるものと考えております。この点、少年審判傍聴制度は、本来非公開である少年審判手続について、特に例外を設けるものでございますので、その申出を代理できる者についても、法律の専門家で、職務上守秘義務を負っておられる弁護士に限って代理人となることを認めるものとするものでございます。

なお、傍聴の申出は口頭でも可能ではありますが、実務上は、定型書式の申出書を用意してございまして、必要事項を記入していただく形で申出をしていただく、そういったことを考えております。その際、被害者の方が申出書を記載する際に書き方がわからないというようなことも考えられますので、被害者の方がお困りにならないように、担当者が必要に応じてサポートをさせていただき、そういったことを考えております。

また、傍聴する被害者の方が、著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあるときには、その不安や緊張を緩和するのにふさわしい者に付き添ってもらうことができますが、傍聴申出の際には被害者の方に、傍聴する際の付添いの希望の有無を確認する運用も考えてございます。

以上が、申出に関するご説明でございますが、ここから少しお時間をいただきまして、家庭裁判所が事件を受理した後の運用イメージについて、少し敷衍してご説明したいと思ひます。

被害者の方にとられましては、事件が家庭裁判所に係属したかどうか、こういったことがわからないという方もおられるかと思ひます。それをそのままにしておきますと、被害者の方の傍聴の機会が失われてしまいますので、裁判所といたしましては事件が送致された場合には、まず、法的調査を行いまして、当該事件が傍聴対象事件であるかどうか、特に今回は生命重大危険を生じさせた傷害であるか、こういったことを確認した上で、傍聴対象事件ということが確認できましたら、傍聴制度をわかりやすく説明したリーフレットを被害者の方のお手元に送

付することにしております。

傍聴用リーフレットにつきましては、先ほどもご案内しましたが、参考資料5として、現時点での案を配布させていただいております。これを被害者の方にお配りすることを考えております。

このリーフレットを送付する際には、事件を担当する書記官の名前や連絡先、電話番号などをあわせてお知らせして、被害者の方が連絡をとりやすいというふうにしたいと考えております。

また、傍聴を許可するかしないかを判断するための手続に、どうしても一定の期間が必要となっておりまいます。この点、また後ほどご説明しますが、審判期日間近になって申出がされますと、被害者の方の申出が認められないケースも出てくることになってしまいます。そこで、被害者の方にはできるだけ早く申出をしていただくようお願いすることも運用面で考えております。

続きまして、家庭裁判所といたしましては、家庭裁判所調査官に命じて少年、保護者、被害者に対する必要な調査を遂げることにはなりますが、これまでも家庭裁判所は、被害者調査というものを通じまして被害の実情や被害者の方のお気持ちを把握させていただいて、これを少年審判に反映させるように努めてまいりました。今回、傍聴制度が導入されましたことを受けまして、被害者の方にご了解いただくということが当然の前提ではございますが、原則として調査官が被害者の方に直接お会いして、被害の実情や現在のお気持ち、こういったものを聞かせていただきまして、これを少年審判に反映させるだけでなく、そのようなお話も踏まえまして、傍聴を許すかどうかの判断を適正に行ってまいりたいと考えております。

なお、被害者調査の際には、被害者の方から傍聴に関するご意向、ご希望されるかどうか、そういったこともお聞きするという事も考えてございます。

ここでまた要綱案のほうに戻らせていただきまして、要綱案の第一の三についてご説明したいと思います。

要綱案の第一の三は、傍聴を許すかどうかの判断をした場合の通知に関するものでございます。法22条の5第1項では、家庭裁判所は被害者等による審判の傍聴を許すには、あらかじめ弁護士付添人の意見を聴かなければならないとされております。そこで、家庭裁判所は被害者の方から傍聴の申出がありますと、弁護士付添人から意見をお聴きした上で、傍聴を許すかどうかの判断をすることになります。

傍聴を許可した場合、あるいは不許可とした場合には、その旨を申出人等に通知するのが相

当であると考えてございます。そこで、傍聴の許可・不許可の判断をした場合には、その旨を速やかに申出人や弁護士付添人、検察官関与決定した場合の検察官にも通知しなければならないものとするものでございます。

また、実務上は、傍聴を許す場合には、少年及び保護者に対しても相当の方法により通知することを考えております。

なお、申出人に傍聴の許可通知を行う場合には、申出人、つまり被害者の方の中には少年審判がどういったものなのかということをご存じない方もおられるかと思っておりますので、あわせて少年審判の目的や進め方の説明、傍聴の際の留意していただく事項などを盛り込んだ説明書面を同封して、当日のスムーズな傍聴に備えさせていただく運用を考えております。この説明書面には、適正な審判を行うために必要があるときには、一時的に審判廷から退室していただくこともあるということも盛り込ませていただく予定にしております。

続きまして、弁護士付添人からの意見の聴取、国選付添人の選任に関する運用イメージについて、若干ご説明したいと思います。運用イメージの右下の大きな枠内に関することが主でございます。

先ほどご説明しましたとおり、傍聴の申出がございましたと、既に弁護士付添人がいる場合にはその付添人に対して直ちに求意見をすることになります。ところが、いない場合には、法22条の5第2項に基づき、裁判所が国選付添人を選任することになります。具体的には、少年に対する私選付添人の選任照会ということはしませんで、直ちに裁判所から法テラスに付添人となる弁護士の指名通知依頼を行いまして、法テラスから付添人となる弁護士の指名通知を受けまして、国選付添人の選任決定をすることになります。

裁判所としては、付添人に選任された弁護士の方に対し、傍聴に関する求意見をを行うわけですが、弁護士付添人としましては、意見を述べるためには事件記録も検討されますでしょうし、少年に面会するなどの準備も必要となってくると思われます。こういったために一定の期間が必要になると思われるところです。

他方で、法22条の5第3項におきましては、少年及び保護者が弁護士付添人を不要、要らないという意思を明示したときには、国選付添人を選任する必要はないこととされておりますことから、少年と保護者には一定の手續教示が必要であると考えております。また、少年、保護者が制度を十分に理解しないままに不要の意思を明示することがないように、家庭裁判所といたしましては、傍聴申出があった場合に、先にご説明した国選付添人選任手続を進めるとともに、少年及び保護者に対し、国選付添人の役割を理解させた上で、国選付添人の選任手続を進

めることになること、ただし、少年及び保護者が不要の意思を明示した場合には、弁護士付添人をつけないまま手続が進められることになること、こういった手続教示を行う、こういった運用を考えてございます。

要綱案の第二になりますけれども、これにつきましては、今申し上げた弁護士付添人を必要としない旨の意思の明示に関するものでございます。法第22条の5の第3項の委任に基づいて、少年及び保護者が弁護士付添人を必要としない旨の意思を明示する方法、これを書面で行うということを定めるものとするものでございます。

こういう経過をたどりまして審判期日当日を迎えるわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、被害者の方の中には、審判手続をご存じない方が多くおられるかと思っておりますので、当日は被害者の方に開始時刻の少し前にお越しいただいて、改めて少年審判の目的や進め方、傍聴の際にご留意いただく事項などをご説明申し上げて、必要に応じて事前に審判廷をご覧になっていただく、こういったことも考えております。

最後に、審判期日における一時退室の措置について簡単にご説明いたします。法律の解釈上、家庭裁判所は例えば少年のプライバシーに深くかかわる事項に立ち入って話してもらう必要がある場合などに、傍聴する被害者等に一時的に退室していただく措置をとることが可能であると解されております。また、このような場合を含め、適正な審判の運営のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は現在の少年審判規則31条1項に基づきまして、被害者等に退室していただくことが可能であると考えております。したがって、今回、一時退室の措置に関しては改めて規則で定める必要はないものと考えてございます。

傍聴に関する説明は以上でございます。

【那須委員長】それでは、質疑及びご意見があれば承りたいと存じます。いかがでしょうか。

山崎幹事。

【山崎幹事】幹事の山崎でございます。

何点かありますけれども、まず、最初、先ほどのご説明で傍聴の許否の判断においては、原則調査官の方が直接申出のされた方に調査をされると。ある一定の場合には、書記官のほうの調査がされる場合も想定されているかと思うんですけれども、そのあたりの法的な根拠というのがはっきりしているものかどうかという点について少しお考えを伺いたいと思います。

調査官に関して言いますと、少年法の8条の2のほうで権限規定がございますけれども、これは同項の1項のほうで、「事件の調査について」というふうに書かれているものですから、今回のこの傍聴の申出の許否に関する事項、あるいは傍聴の付添い候補者の適格性に関する事

項などについて、調査官あるいは書記官の権限がどこにあるのかといったような解釈が問題になり得るのかなと思っておりますが、もしそういう疑義が残るようであれば、規則のほうにその点を明記されてはいかがかと考えておりますので、その点についての最高裁のお考えを伺えればと思います。

【那須委員長】ただいまの山崎幹事のご質問について、どうぞ。

【浅香幹事】それでは、浅香のほうからお答え申し上げます。

まず、二つの場面があったと思いますので、分けてご説明したいと思います。

傍聴の申出があった場合に、被害者等に関して調査官が調査をする場合のことでございます。現在も、先ほど申し上げましたとおり、調査官のほうでは被害者調査ということで、被害者の方から被害の実情やお気持ちなどをお聞かせいただいて、より正確な非行理解につなげていって、最終的には適正な処遇選択に結びつけるということを現在でもしております。

今回、一定の重大事件につきましては、被害者調査をする必要性がますます高まってきたものと思われまして、先ほど申し上げましたとおり、被害者の方に直接お会いして調査官のほうでいろいろお話を聞かせていただきまして、より適正な処遇選択に結びつけさせていただくことを考えてございます。

被害者調査の際には、今申し上げましたとおり、被害者の方のお気持ちや実情をお聞きします。これは、いわば包括調査命令の中で、社会調査の一環として被害者調査を行うわけでございます。

そうした被害者調査の中で得られた情報というものは、傍聴の判断にも活用できるものと考えられますので、この点について、特に改めて何か規則化して、その権限規定を明らかにする必要というものはないものと考えております。

続きまして、傍聴付添人の適格性の問題でございます。今、山崎幹事のほうからもご指摘ありましたとおり、少年法8条2項は、一般的には調査官の行う社会調査、これを念頭に置いている規定だと思っております。

もっとも、もともと家庭裁判所調査官は、裁判官を補佐する立場にございますので、少年審判に付随する各種の事務について包括的に職責を負うと考えられております。また、少年法や裁判所法におきましても、家庭裁判所調査官による調査の対象につきましては何らの限定がされておられません。そうしますと、傍聴付添人の候補者に関する適格性、これを調査することにつきましても、家庭裁判所調査官の調査対象に含まれているものと考えられます。そうしますと、この点におきましても、調査権限を明らかにする規則化の必要はないものと考えておりま

す。

以上です。

【那須委員長】今の浅香幹事からの説明がありました。よろしいですか。

【山崎幹事】ご説明の趣旨は理解いたしましたけれども、解釈が一義的に明確ではない部分があれば、規則で制定されるということも考えられるべきではないかと、意見は持っております。

【那須委員長】説明ではそういうことでございます。

ほかに質問、あるいはご意見がございますでしょうか。

はい。

【山崎幹事】引き続き2点目なんですけれども、この第一の一で審判の傍聴の申出の際に明らかにすべき事項ということの案が示されておりますけれども、この際に、審判の付添いを希望される方の場合には、その付添い候補者の方の適格性に関する事項も明らかにしていただくということを規則で設けられてはどうかというふうに考えております。

その理由ですけれども、恐らくこの付添いと言いますのは、実際にはほとんどの場合被害者等の方の近親者の方ですとか、あるいは弁護士の代理人がなさる場合が多いかと思っておりますけれども。例えば、極端な例かもしれませんが、私が経験した実務の例などでは、暴走族同士の抗争事件などで、被害者等のほうに暴力団関係者が近づいていって、というふうなことがございまして、そういったケースで仮にそういった関係者が付添いという形で審判にかかわるといような懸念というのが、全く皆無とは言えないのではないかと、というふうに思っております。

そういったことも考えますと、付添者の存在を含めて傍聴があった場合に、少年の萎縮というものを防いで、あるいは保安上のトラブルを防ぐと、そこに万全を期するという観点からすると、その付添者の適格性についても裁判所におかれて慎重に判断をしていただく必要があるのではないかと、というふうに思っておりますので、例えば傍聴を希望される被害者の方が付添いを希望されるときには、その付添いの候補者の方について、被害者等との関係ですとか、法に定められている、被害者等の不安または緊張を緩和するのに適当な事由ですとか、あるいは審判を妨げ、不当な影響を与えるおそれがない者である、といったことにかかわる基礎的な事実を、何らかの形で明らかにすべき旨を規定してはいかがかと、いうふうに思っております。

【那須委員長】今の山崎幹事のご意見、はい。

【浅香幹事】それでは、私のほうからご説明申し上げます。

今、山崎幹事がおっしゃったとおり、審判運営上、傍聴付添人がどなたでもいいというわけではございませんで、法律上要件も定まっております。そういった意味では、しっかりと家

庭裁判所としては審査をする必要があるものと考えております。

もっとも、傍聴付添いの申出については法文を見れば明らかでございますが、裁判所の職権発動を促すにすぎない構造になっておりまして、法律上被害者等に申出権がございません。そうしますと、申出に関する事項を明らかにするように義務づけるということは法制的に難しいものと考えております。この点、刑事訴訟法にも同様に、証人への付添いが既にあります。この点について申出に関する事項を定めた規定はないところでございます。

ただ、傍聴付添人の審査については、裁判所としてもしなければなりませんので、実務上は傍聴付添いを希望される場合には、申出書を用意することを考えております。その中に被害者の方と、付添い予定者の方のご関係などを記入していただき、その申出書等を基に審査をして、適正な運用に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

【那須委員長】今の浅香幹事の説明でよろしゅうございますか。

【山崎幹事】はい。

【那須委員長】ほかにいかがでしょうか。

はい、番幹事。

【番幹事】幹事の番から、何点かちょっと伺ったり意見があります。

まず、この資料5のところについては記載をちょっと見せていただきまして、申出に関しては弁護士に依頼することもできると書いていただいたことについてはありがたいと思います。やはり、被害者の方、特にこれ重大事件の被害者になりますので、なかなかご自分で事務的なことも難しいと思われまますので、これは、ご自分の費用がかからない援助制度適用の仕事にもなりますから、そうしていただければと思います。

それから、傍聴の許否の通知なんです。この通知は、私、聞き漏らしたかどうかちょっと自信がないんですが、書面で行うのでしょうか、それとも口頭で行うのでしょうか。それをまず教えていただきたい。

【那須委員長】どうぞ。

【浅香幹事】通知について、私のほうからしっかりとご説明申し上げてございませんでした。失礼いたしました。

通知の方法については、特に規則上も定めてはございませんが、相当な方法によって行うことを考えております。つまり、書面でも口頭でも相当な方法で行うことが可能だというふうには考えていますが、手続を明確にし、確実なものとする観点から、通常は書面で行うことを考

えております。

以上です。

【那須委員長】いかがですか。

【番幹事】それを伺ってから意見なんですが、例えば、審判の傍聴を許してくださったときについて、その審判期日も含めて通知ということなんですが、これは、規則はこれで結構だと思いますけれども、被害者調査などの点で期日について事前に被害者の予定等も配慮していただければありがたいと思っております。

これはもう審判期日が先に決まってしまうてそれからということであるなら、もういたし方ないとは思いますが、せっかく傍聴を許されたけれどもなかなか行けないという訴えがある、できればそういうことがないような形でしていただきたいというのと、それから、許可しない場合ですね。「傍聴を許さないこととした場合はその旨を」とあるんですが、恐らく傍聴は許さないということで書面で来るのでしょうか、できれば調査官のほうから被害者に、例えば少年の精神状態が非常に不安定であるとか、何らかのどうして許さないのかということをお伝えされる範囲で伝えていただければ。いろいろ書いて申出をしたところが、1行の許さないというのが来るのは非常に被害者としてはつらいかなというふうに思っておりますので、その点、規則外でご配慮いただければありがたいと思います。

以上です。

【那須委員長】今の点についていかがですか。

【浅香幹事】2点あったかと思うんですが、まず、期日との関係と、それから、不許可になった場合の配慮だということになるかと思えます。

まず、期日の点でございますが、一方で身柄事件の場合には4週間の枠内というところで、非常にタイトなスケジュールの中で審判運営をすることを家庭裁判所としては求められています。その中で適正な処理をしていかなければいけないんですが、他方で、被害者の方に傍聴を許した場合には、傍聴をしていただくことを前提としていますので、被害者の方にももちろんご覧になっていただいて構わないという意思表示を裁判所としてはしているわけですので、その点にももちろん配慮する必要があるんですが、いかんせん4週間という非常に短い枠内で常に審判運営を行う裁判所の立場というのもございますので、これは個々のケースによって裁判体がどこまで配慮できるかということにかかってくるのかなというふうに考えております。

それから、もう一つの不許可になった場合の配慮でございますが、今現在、不許可になった場合にどういったことを被害者の方にお伝えするかということは、各裁判官において検討され

ているところで、私どもも意見交換をしているところですが、番幹事おっしゃったとおり、不許可通知中の理由のところは、恐らくごく簡単に記載することになるんだろうということを裁判官の方々との意見交換では出てきたりはしています。

番幹事おっしゃった、非常に冷たい対応では困るんだというようなことは確かにあるのかなと思いますので、そういったご要望があったということは、今後協議会等ございますので伝えていって、一定の配慮が被害者の方から求められていると、そういったニーズがあるということはお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

【那須委員長】よろしいですか。

【番幹事】はい。

【那須委員長】八木委員，どうぞ。

【八木委員】今、番幹事がおっしゃった期日の指定の関係ですけれども、東京家裁でも運用イメージを考えているんですが、受理と同時に被害者の意向を裁判所がきちんと把握できれば対応が早いと思うんです。ですから、捜査段階で被害者を取り調べているようなケースで、そういう場合は、例えば検察官の方から審判の傍聴制度を教示していただいて、その被害者の方の希望の有無を確認していただいて、それで裁判所に引き継いでいただければ、被害者のご希望の期日を事実上伺って期日を調整するというような運用ができるかなというように考えています。

ですが、そのご希望が把握し切れないときは、なかなか難しいと思います。そんなイメージであります。

以上です。

【那須委員長】ほかに。

はい、山崎幹事。

【山崎幹事】今の点に関して二つあります。一つは、東京家裁などでは比較的審判を開廷できる曜日というのが柔軟に設定されているというふうに伺っているんですけれども、各地方の家裁ですとか支部になりますと、鑑別所がその県に1カ所しかないことで、その押送の関係で、週に1曜日しか開廷できないといったようなところもございまして、そうしますと、付添人となる弁護士のほうの審判期日の調整というのも非常に困難を伴っているというような実情がございまして。

ですので、被害者のほうのご意向を伺うということは当然おありになると思いますけれども、

付添人弁護士のほうの期日調整が必要ということも十分ご配慮いただいた上で進めていただきたいと思います。

もう1点、傍聴の許否の通知に関して先ほど出ておりましたけれども、付添人の弁護士がついている場合には弁護士に通知されることになっておりますが、少年本人についても通知していただくということを、規則上もはっきりしていただいたほうが本来はよいのではないかとこのように思っております。

先ほどは、運用上も通知されるということではありましたけれども、審判の当事者でありますので、今回、ほかの規定との並び等もあって難しいのかもしれませんが、規則上、今後はそういった事項を、少年のことも明記していただくようにご検討いただければと思っております。

【那須委員長】よろしいですか。

【浅香幹事】今の2点目の通知の話でございますけれども、少年審判規則を通覧いたしますと、例えば検察官関与決定等につきましても、少年、保護者については通知するという規定が設けられていなかったりしまして、そういったものとの平仄を合わせていきますと、やはり規則上それを設けるというのは難しいのかなというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、また、山崎幹事もおっしゃっていたとおり、少年にとっても非常に大事なことでございますので、その辺は運用面でできっちりと通知していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【那須委員長】ほかにいかがでございますでしょうか。

はい、岡部委員。

【岡部委員】法22条の4の3項の、この傍聴の付添人ですけれども、これは実際上のところをちょっとお伺いしたいんですが、この条項でいきますと、「傍聴する者に付き添わせることができる」ということなので、恐らく許否を通知するとき一緒にこの付添人でいいかどうかというこの通知も行くのかとは思っておりますけれども。

そのときに、Aという付添人ではだめだというふうに通知した後に、じゃあ、Bという付添人ではどうかというようなことは予想されているのかどうか。そのときはどういうふうにするのかとか、あるいはかなり期日が迫ってきてから、Bなる付添人はどうかとか。その辺はどういうふうな取扱いをお考えなのかという点をちょっとお伺いしたいと思います。

【那須委員長】ただいまの岡部委員のご質問についてお願いします。

【二本松委員】その点については、結局、付添人候補者、多分、被害者の方が希望される付添

人候補者について、例えば書記官が、どういうご関係ですかとかいろいろ聞いて、その後、裁判官と相談をしまして、裁判官のほうがこの付添人ではどうでしょうかというときは、おそらく傍聴を許可するしないの前の段階で早目にそういうことは裁判所のほうから示唆するだろうと思うんです。そうしますと、今度、被害者の方が、そのAという人でだめならBという人はどうでしょうかと希望されて、そういう形で最終的にBという傍聴付添人を認めた上で傍聴を許可しますという通知をする、そういう運用になるだろうと思います。

【那須委員長】よろしいですか。

【岡部委員】はい、ありがとうございます。

【那須委員長】ほかにいかがでしょうか。

はい、山崎幹事。

【山崎幹事】これからは、運用に関する意見というか要望というのが主になるかと思えますけれども、先ほどもご説明の中で、被害者からの傍聴の申出は速やかにしていただくように促していただく運用を予定しているということをおっしゃっていただいたんですけども、付添人のほうとしましても、実際、意見を述べますには、先ほどありましたように、事件記録を精査した上で、少年の状況等を面会の上で調査し、必要に応じて保護者のほうにも事情を聞いたりしなければなりません。

先ほど言いましたように、必ずしもその事件が係属している裁判所、あるいはそれを担当する弁護士の事務所がある地域と少年の身柄が置かれている地域というのが近いときばかりではありませんし、さまざまな活動には一定程度の時間が要するということになりますので、ぜひ、先ほど言ったような運用を徹底していただきたいという点が1点でございます。

あと、少年に弁護士である付添人がついていない場合に、裁判所が国選付添人を選任されるということになるわけですが、そちらのほうも先ほどから申し上げているような事情がございまして、実際に裁判所から法テラスに国選付添人の指名通知依頼が来てから可能な人間を探しているわけですが、そう簡単に見つからないという場合が少なくないということもまた実情でございます。

ですので、可能な限り早く付添人の選任手続はとっていただきたいと思っております。その点では、既にもう施行されています少年法で、いわゆる裁量的な国選付添人が付せる事件については、被害者等からの傍聴の申出を待つまでもなく、速やかに事件送致後裁量により国選付添人を付すというような運用を徹底していただければというふうに思っております。

また、その対象外の、例えば自動車運転過失致死ですとか業務上過失致死、あるいは一定の

程度の傷害事件などにつきましては、日弁連が法テラスに委託して少年保護事件付添援助事業というものを実施しておりますので、可能な限り裁判所のほうからこういった制度を利用して付添人を選任するという手続を踏んでいただくと、少年に費用の負担をすることもなく速やかに付添人を付し、結局それは被害者からの傍聴の申出があった場合に、速やかに許否の判断が可能になるということになるかと思っておりますので、そういった点もぜひご検討いただきたいと思います。

【那須委員長】どうですか。

【浅香幹事】2点のご要望、ご意見があったかと思えます。被害者の方になるべく早く申し出ていただくような運用を是非徹底をしてほしいという点と、付添人弁護士の、例えば裁量的国選付添人の選任の活用、あるいは援助付添いの活用のお話があったかと思えます。場合によっては2点目のほうは、もしかしたら東京家裁のほうからお話ししていただいたほうがよろしいのかと思えますが。

まず、1点目のほうについて申し上げておきますと、先ほどもご説明しましたとおり、そういった運用は各地の裁判所で既に考えておりまして、庁によってはいつごろまでにお申出くださいというような大体の期限の目安もおつけして被害者の方にご案内する運用も考えているところがあるようです。

最悪の場合には、その期限を過ぎてお申出があった場合には、もしかしたら傍聴をお許できないという場面ももちろんあるわけですが、大事なことは、被害者の方にしてみれば、いろいろお迷いを持ちながら、少年と一緒に場に入りたくないというお気持ち、あるいは大事な方を失った苦しみの中に決断を迫られて、ようやく傍聴をしたいというご希望をされたときに、裁判所としてもそこで期限の問題だけでお断りするというのは非常に心苦しい対応だというふうには考えております。

そうしたことから、各地の裁判所とも、ある程度期間が迫ったとしてもそれだけで何かお断りするということは、本当に最後の場面に限られているというふうには考えておりまして、その前にできる限りのことはする。例えば、法テラスに指名通知依頼をして、何とか弁護士の方についていただいてご意見を述べてもらう、しかも、なるべく早くしてもらって何とか間に合わせるというようなことは、家庭裁判所としては考えておりまして、被害者の方になるべく配慮した運用を考えております。

また、他方で各地の弁護士会のほうでそういったいろいろな実情があるのは聞いておりますので、そういった意味では、裁判所の方も工夫しなければいけない点はあるんでしょうけれど

も、弁護士会におかれても、迅速に対応できる体制のほうはしっかりと整えておいていただければありがたいと思っていますところでは。

【那須委員長】東京家裁のほうから何かございますか。

【八木委員】若干補足させていただきます。

被害者の意向を早期に把握するという事は、家庭裁判所も同じ姿勢を持っております。ですから、少年の付添人である弁護士さんと利害は一致していると見ていいんじゃないかなというふうに思います。

それから、東京家裁は幸い恵まれていまして、弁護士会の体制がしっかりしているものから、今、裁量的国選付添人の対象事件については、ほぼ100パーセント付添人弁護士がついております。こういう運用ですので、これから審判傍聴対象事件でなおかつ裁量の国選付添人対象事件であれば、故意致死の事件になりますが、ほぼ100パーセント裁量の国選付添人がつくというふうになるかと思えます。

これは、各庁によって対応が違うというのは理解していますが、当庁ではそういう運用になるかと思えます。

それから、自動車運転過失致死等、裁量国選付添人の非対象事件については、先ほど浅香幹事のほうから言われました援助の付添人をまずは考えるという運用になるかと思えます。

以上です。

【那須委員長】はい、番幹事。

【番幹事】今回の対象事件が、生命重大危険ということで、最近はこういう重大事件の場合は、事件発生直後から弁護士が支援に入ることが多いものですから、そういう場合はこういう制度があるということで、早目に被害者の方のご意向を確認した上で決めるということで対応できると思いますが、ただ、必ずしも全員が弁護士をつけるかどうかというのはちょっとわかりませんので、ぜひとも検察庁のほうで、やはり被害者と一番接することがあるわけですから、いろいろな施策があって検察官も大変だとは思いますが、こういうようなことができるんだということをお伝えいただければありがたいです。弁護士会ももちろん広報に努めますけれども、ぜひ、事情聴取などで来たときに被害者にお知らせいただければとてもありがたいと思います。

【那須委員長】辻幹事。

【辻幹事】法務省の辻でございます。

検察庁におきましては、少年事件に限りませんですけれども、捜査の過程で被害者の方との

接触の機会には、各種の配慮制度についてはパンフレットをお示しするなどをして広報という
か周知に努めておりますので、ただいまのご要望も踏まえて、少年の傍聴の制度についても同
様にお知らせして、なるべくそういうふうにといいこともお伝えできるのではないかと
思っております。

以上です。

【那須委員長】ほかにいかがでしょうか。

はい、山崎幹事。

【山崎幹事】最後に、3点ほどまとめて質問と、あと、要望のほうを述べさせていただきます。

まず、1点は、国選付添人を選任される場合の、少年及び保護者の意思確認についてであり
ます。先ほどのご説明でも、選任の手続を進めながら十分な説明をして意思の確認をするとい
う運用を考えておられるということでしたけれども、そのこのところ、少年、保護者の意思の確
認を慎重にやっていただきたいというのが1点目の要望です。

少年の中には、重大な事件を起こしてしまいますと、もう半ば投げやりになってしまって、
付添人をつけるという方向での意向を示さず、むしろ早く終わらせてほしいとかですね、ある
いは、付添人をつけることが被害者の方に対しての反省がないというふうにとられてしまわな
いかといったように考える少年もおります。また、保護者のほうも、重大な事件を起こした自
分の子に対して、どうしていいかわからないし、あとはもう裁判所で厳しい処分をとにかく決
めてほしいと、弁護士は要らないというふうなことをおっしゃる場合というのもございます。

ただ、そういう場合に、だからこそと言ってもいいのかもしれませんが、弁護士である付添
人がつく重要性というのは大きいと思いますので、少年及び保護者の意思を確認されるときに
は、手続の趣旨等を十分にご説明いただきたいというふうに思う次第です。

それともう一つは、付添人が審判傍聴に関して意見を述べた場合、その結果がどのような扱
いをされるのだろうかという点でございます。付添人としましては、意見を求められた場合に
傍聴の許否に関する意見を書面を出したり口頭で述べ、それが調書等に記載されるというよう
なことになるかと思いますが、そちらは恐らく社会記録ではなく、法律記録のほうに編綴さ
れるということになるかと思いますが、その意見の中身については、少年の精神的な疾病です
とか発達上の障害などの、プライバシーに深くかかわるような事柄が含まれていることが考え
られますし、あるいは被害者とのお話をさせていただく中で出てきた事実、それはもしか
すると後で被害者の方がご覧になった場合には心証を害されるというようなこともあり得るか
と思っております、そういった中身を裁判所のほうでよくご判断されて、仮に被害者側から

の記録の閲覧謄写の申請があったときなどには、適正なご判断をいただければありがたいというふうに思っております。

それと、3点目は質問になりますけれども、ご承知のとおり審判廷というのは非常に狭うございまして、少年が傍聴に対して非常に萎縮をしますですとか、あるいは保安上のトラブルが発生するおそれというものも否定できないという状況かと思えます。それについて、先ほどご説明の中で、傍聴される方には事前に少年法の目的等をご説明いただくということが言われておりましたけれども、具体的にはどのようなご説明をされ、あるいはその保安上のトラブルを防止するような策としてどのようなものが検討されているのかを教えていただければと思います。

以上です。

【那須委員長】ただいまの山崎幹事の、質問と意見と両方あるようですが、どうぞ。

【浅香幹事】それでは、私のほうからご説明申し上げます。ご要望のところは承らせていただくということにさせていただきたいと思えます。中でも意見書の扱いですが、まさに相当かどうかということで裁判体がケース・バイ・ケースで判断していく話ではないかとは思っておりますが、そういったご要望があったことは承りたいと思えます。

それから、実際の審判廷が狭いという点からの問題点についてでございますけれども、まず、被害者の方に対するいろいろなご説明をするということは先ほど申し上げたとおりでございます。少年審判の目的に始まって、いきなり審判にお座りになっても、恐らく手続がさっぱりわからずに事が進んでいって、わからないまま終わってしまう可能性がございますので、それでは余りにも気の毒ですから、やはり、どういったことがこの審判廷で行われていくかという、大まかな段取りについてはご説明する予定にしております。そして、少年審判の場合には、個々の少年の理解力に合わせて、場合によっては、かみ砕いて易しい言葉で説明してその少年に十分に語らせるということもしてございますし、場合によっては、厳しく怒って内省を促すというようなこともしてございます。そういったことについても、少年審判の機能の一つであるということをご説明していくことになるんだろうと考えています。

保安上のことですが、被害者の方、それから、少年側も含めて、安心して審判を行うことができるということは、これはどなたについても大事な利益であると考えていますので、安心して見られるようにということで、被害者側の方には、例えば所持品については「ロッカーに入れておいていただけますか」とお願いをして、審判廷へ持ち込まないということになると思われれます。これはご遺族の方だけではなくて、少年の保護者についても同様に所持品は持ち込ま

せないことにして、皆が安心できる審判を行うというような運用を考えている庁もございます。場合によっては、所持品検査をさせていただくということもあろうかと考えており、各庁でそのあたりの運用を検討している最中でございます。

以上です。

【那須委員長】八木委員。

【八木委員】若干補足させていただきますと、付添人の意見の被害者側への非開示の問題ですが、これについては付添人のほうから裁判体の方に率直に言っていただければそれを踏まえた運用に、ご希望に沿うかどうかわかりませんが、それを踏まえた運用はできようかと思えます。それだけ追加させていただきます。

以上です。

【那須委員長】ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ、ちょうど休憩の予定の時間をやや過ぎたところでございますので、15分間休憩をとりたいと思います。2時50分から再開いたします。

(休 憩)

【那須委員長】それでは、審議を再開させていただきます。

まず、最初に、山崎幹事から、休憩前の議題の件に関連してご発言があるように伺っています。

【山崎幹事】ありがとうございます。

先ほどの傍聴付添いの適格性に関する情報収集なり調査ということに関連してなんですが、きょうの配布資料で配られております参考資料の2のほうの、被害者等による少年審判傍聴の運用イメージの項で、右側のオレンジ色の四角の下から2番目になるかと思うんですが、この一番上の のところに、「傍聴許否の判断のための情報収集」と書かれておりますけれども、ここが、「傍聴の許否及び傍聴付添いの適格性に関する情報収集」というふうに書いていただいたほうがよりはっきりするのかなと思っております、その辺もご検討いただければという点が要望でございます。

【那須委員長】「傍聴許否のための情報収集」という、この部分に関するご発言で、配慮してほしい、こういうことですね。

どうぞ、浅香幹事。

【浅香幹事】今の点に関してですが、裁判所としても先ほど申し上げたとおり、傍聴付添人につきましては、通常は親族や弁護士、あるいは被害者支援団体の方というように特に問題のな

い方が多いのではないかと考えているのですが、中には問題となる場面もあると考えています。

いずれにしても、その傍聴付添いの方についてはしっかりと審査をさせていただくということとは裁判所としても大事なことだと思っておりますので、今、山崎幹事がおっしゃったことを踏まえまして、運用イメージの中にも盛り込ませていただいて、裁判所の運用も遺漏なきようにしたいというふうには考えております。

以上です。

【那須委員長】山崎幹事、そういうことでよろしいですか。

【山崎幹事】はい。

【那須委員長】それでは、これからは、被害者等に対する審判の状況の説明について審議をしたいと思えます。

初めに、浅香幹事から要綱案の内容について、運用のイメージとあわせて説明をしてもらうことにします。

どうぞ。

【浅香幹事】それでは、ご説明申し上げます。

今回の改正法22条の6では、「家庭裁判所は最高裁判所の規則の定めるところにより、犯罪少年及び触法少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、最高裁判所規則の定めるところにより申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明するものとする」と定められております。

この点に関する規則要綱案の趣旨とともに、あわせて運用イメージのほうもご説明させていただきたいと思えます。今度は、要綱案に加えまして、説明の運用イメージに関する参考資料3のほうもあわせてご覧になっていただきながら説明を聞いていただければと考えております。

この運用イメージの左側の方に、一連の手続の流れと、規則で定める必要のある事項として考えているものを掲げさせていただいております。右側のほうにオレンジ色であるのは、運用事項として考えられているものでございます。

まず、手続の流れといたしましては、まず、被害者の方に対する制度案内から始まってまいります。本日お配りした参考資料6のリーフレットをご覧になっていただけますでしょうか。ピンク色をしたリーフレットでございます。これは、先ほどご説明しましたとおり、既存のリーフレットに主には説明制度を盛り込ませていただいている現在の案でございます。

このリーフレットにつきましては、これまでも全国の家裁裁判所、そのほか警察署などの関係機関に備え置かれまして、あるいは一定の重大事件につきましては、被害者の方にこのリー

フレットをお配りするとともに、事件を担当する書記官の連絡先などをお伝えして、被害者配慮制度のご案内を行ってまいりました。説明制度を盛り込んだ改訂リーフレットにつきましても、こうした運用を続けていきたいと考えております。

実際に被害者の方から説明についての申出をいただいた場合になりますが、この点につきましては、要綱案の第三の一のところになります。これが申出の際に明らかにしていただく事項を定めるとするものでございます。

続きまして、次のページの第三の二もあわせてご覧になっていただけますでしょうか。次のページの第三の二につきましては、これは、申出について、「弁護士に限って代理人となることを認める」ということも考えております。

これらは、先ほどご説明した傍聴の申出と同趣旨の規定となっております。ただ、少し異なるところは、要綱案第三の一の1におきましては、申出の際に明らかにする事項として、「申出人の名称」とございますが、これは、説明制度の申出の場合には法人も可能であると考えておりますので、法人をも念頭に置いた要綱案になっております。

なお、申出の際にサポートさせていただくということは、先ほど傍聴の際に申し上げたことと同じでございます。

続きまして、家庭裁判所が相当と認めるときには、審判の状況の説明を行うこととなります。その実際の説明を担当する者がだれかということになりますが、最高裁判所規則に委任されておりまして、基本的には審判の席に必ず列席し、審判調書を作成するなど、審判手続及びその内容を公証する権限のある裁判所書記官が相当であると考えられております。他方で、場合によっては被害者の精神状態などによって、家庭裁判所調査官がその専門性を発揮しつつ対応したほうがよい場合もあると考えられます。そこで、要綱案第三の三におきまして、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官に説明権限を付与することとするものとしております。

次に、説明の内容です。説明の内容については「審判の状況」ということになりますが、「審判の状況」という法律の文言からしまして、審判期日において行われた審判の手続的な事項に加え、少年が否認しているかどうかといった少年の供述状況等の審判の内容に係る事項をいうと考えられております。少年が反省をしているかといった、説明者の評価に係る事項につきましては、最終的には裁判官が審理の結果を踏まえて判断すべき事項でありまして、終局決定による場合以外にこれを説明することは相当ではないと考えられますことから、このような説明者の評価に係る事項は審判の状況には含まれないものと理解しております。

したがって、審判の状況の具体的内容といたしましては、運用イメージの右側にありま

すとおり、審判期日がいつ、どこで開かれ、そこにだれが出席し、少年が非行事実を認めたか否認したかといった非行事実の認定手続をはじめとします審判の経過、少年、保護者の陳述の要旨、弁護士付添人の意見陳述、決定言渡し等の客観的・外形的事実になろうかと考えております。

また、説明の内容がどの程度のものになるかと申しますと、説明の対象となる事件には重大な事件から軽微な事件まで様々なものがございまして。審理を短時間で終えるものから回数を重ねるものなどがございまして、事件の内容によって審判の状況を詳しく説明できるものからごく簡潔なものとなるものまで、おのずとそういった差異が出てくると考えております。

なお、少年の反省の状況につきましては、通常、審判期日において裁判官が少年の反省状況を明らかにするような質問をしています。少年が反省の弁を述べた場合には、客観的・外形的な事実として、例えば、「今回、取り返しのつかないことをしてしまっておわびのしようがないと述べました」ということをご説明することはできるものと考えております。

続きまして、説明の基となる資料が何かということが問題となっております。今回、申出期間が終局決定確定後3年となっております。担当書記官が異動することが想定されますところ、説明する者によって説明する内容が異なることは望ましいとは考えておりません。先ほど申し上げました事項が記載されております審判調書などに基づいて説明することになるものと考えております。

説明の方法でございますが、被害者の方のご希望に沿って行うことになると思っております。そうしますと、通常は口頭で説明することになるものと考えております。ただ、遠隔地に住まわれている被害者の方、あるいは様々な事情によって裁判所にお越しになることができない方などがおられると思いますので、そういった被害者の方におかれては書面による説明も希望されることがあると考えられます。そうした場合にはそのご希望に沿って、書面を送付させていただくことによって説明するということになるのではないかと考えております。

最後に、説明を受けることについての代理人の資格に関してです。これは、要綱案の第三の二にまた戻っていただきますが、要綱案の第三の二につきましては、被害者の方によっては説明を受けることについても代理人によることを希望される場合もあろうかと考えております。そうしますと、申出に加えまして説明を受けることについても、弁護士に限って代理人となることを認めるものとするを規定した方がいいのではないかと考えております。これは、現行の審判結果の通知の受領につきましても、弁護士に限って代理人になることを認めるものと同趣旨でございます。

説明制度に関する説明は以上でございます。

【那須委員長】はい，ありがとうございました。

それでは，質疑及びご意見があれば承ることにいたします。いかがでしょうか。

はい，番幹事。

【番幹事】幹事の番からお願いします。

これは，本当は傍聴のときにもお話ししなければいけなかったことなんです，傍聴，そして，審判状況の説明，いずれも申出書に申出人が氏名・住所を記載しなければならないということになっております。しかし，被害者の場合は，例えばご遺族が余り名前が報道で知られてしまったとかで名前を変えてしまう方もいらっしゃいます。それから，住所を絶対知られたくないという方もいます。

実際に，犯罪被害者等基本計画の検討をしている最中に，最高裁のほうで検討していただいて，被害者が民事の損害賠償請求などをする際に，仮住所で行うことを広く認めるということと通達が出ておまして，私などもそれで，例えば弁護士の住所を住所地とするとか，それから，もう転居してしまったんだけどその前の住所地にするとかしております。

ですから，氏名はどこまでその事情によってですけれども，住所などについて特にこういうような要望があった場合，相手方に知られたくない，つまり，少年側に知られたくないとか，仮住所にしたいといった場合には，裁判所のほうでもそれに対して広く配慮していただきたいというのと，その書いた書面についても取扱いについては十分気をつけていただきたいと思っております。

これは，傍聴についても，それから，説明の申出についても，申出書の記載ということで共通の願いということですよ。

【那須委員長】今の番幹事からのご意見に対して，どうぞ。

【浅香幹事】今，番幹事からご紹介いただきましたお話につきましては，非常に大事なことだと考えております。既に刑事訴訟法においては，被害者特定事項の秘匿に関して制度が導入されて，その点に対する配慮がされているところです。少年法において，特にそういう規定はございませんが，当然そういったことについては配慮した運用をしていかなければならないものと考えています。

今後，協議会等を通じて，そういったご要望があり，それについて配慮する必要があるということについては周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【那須委員長】よろしいですか。

【番幹事】はい。

【那須委員長】ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

【那須委員長】それでは、次に要綱案第四の被害者等の申出による意見聴取及び第五のその他について、要綱案の内容を浅香幹事から説明してもらおうことにします。

どうぞ。

【浅香幹事】要綱案の第四、3ページにございますが、第四につきましては、法第9条の2に基づく被害者等の意見聴取の申出につきまして、弁護士でなければ代理人となることができない旨の規定を設けるものでございます。

現行の審判結果の通知制度に関しましては、申出について弁護士に限って代理人となることが認められておりますところ、これまでご説明いたしましたとおり、今回の規則改正で考えているところによりますと、傍聴及び説明の申出につきまして弁護士に限って代理人となることを認めるものとする事としておりますことから、現行制度である被害者等の意見聴取につきましても他の制度と平仄を合わせ、法律の専門家である弁護士に限って代理人となることを認めることとするものでございます。

続きまして、第五でございますが、最終ページにございます第五につきましてはその他の事項でございます。今回の法改正によって規則中の引用条文にずれが生ずることなどがございます。これらについて所要の整備を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

【那須委員長】それでは、質疑及びご意見があれば承ることにいたします。どなたかどうぞ。よろしいですか。

(発言する者なし)

【那須委員長】それでは、ややまだ予定の時間よりも早いようでございますが、一通りご意見も伺いました。要綱案全般につきましてのご意見、あるいは運用上のご希望やご意見等がありましたら、何でもご自由にご発言いただきたいと思います。

はい、山崎幹事。

【山崎幹事】すみません、先ほどの傍聴のところ、1点申し上げるのを忘れた点がありました。

少年に弁護士である付添人がいない場合に傍聴申出がなされたというときに、国選付添人の

選任手続が進められて選任がなされた。その後で、少年及び保護者から付添人が不要であるという意思が裁判所に書面で提出されたという場合の取扱いなんですけれども、当然にそれで解任ということになるのではなく、そういった事情も含めて裁判所のほうが解任するかどうかをご判断になるというふうな扱いになるのかなと思っているんですが、そのあたりで、お考えというかありましたら教えていただきたいと思います。

【那須委員長】ただいまの山崎幹事の、これはご質問であろうと思いますが、いかがでしょうか。

【浅香幹事】それでは、お答え申し上げます。

今のご質問は、参考資料1の新旧対照条文の5ページに第22条の5という規定がございます。この条文におきましては傍聴を許す場合には弁護士である付添人に意見を聴かなければならないとなっております。その際、少年に弁護士である付添人がいない場合には国選付添人を選ぶこととなります。ただ、他方で、保護者、少年が不要の意思を明示したときにはそれらの規定は適用しないということになります。

この場面と少しちょっと時的場面を異にしまして、今のご質問は、既に国選付添人の選任が終わった後に少年及び保護者のほうから不要の意思が明示された場合にどうなるのかというご質問だというふうに承ります。

まず、法文上「少年に弁護士である付添人がない場合であって」と22条の5の3項で規定されております。そうしますと、国選付添人選任後の場面におきましてはこの条文の適用がありませんので、家庭裁判所としては不要の意思が明示された場合に直ちに選任した国選付添人の解任を義務づけられたり、国選付添人から意見聴取する必要性がなくなるというものではないと考えております。

この場合、家庭裁判所といたしましては、事案の内容や不要の意思が示された時期などに照らしまして、国選付添人の必要性を判断した上で、当該付添人を解任する必要があるかどうかを判断していくということになるかと思っております。

以上です。

【那須委員長】山崎幹事、今の説明でよろしいですか。

【山崎幹事】はい。

【那須委員長】ほかにいかがでしょうか。

はい、大久保委員。

【大久保委員】審判状況の説明についてなんですが、先ほどのご説明ですと、通常は口頭で、

遠隔地とそういった事情がある場合には書面でというご説明だったんですが、参考資料の3を見ますと、「申出人の希望に沿って、口頭又は書面」とあるんですが、遠隔地等の事情がなくても、書面を求められた場合には書面でということになるのでしょうか。

【那須委員長】ただいまの大久保委員，どうぞ。

【浅香幹事】おっしゃるとおりでございます，ご希望に沿ってということですので，必ずしも遠隔地にお住まいになられていなくても，被害者の方のご希望が書面でということでしたら，それを送付させていただくと，それで説明をさせていただくということを考えております。

以上です。

【那須委員長】よろしいですか。

【大久保委員】はい。

【那須委員長】ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

(発言する者なし)

【那須委員長】それでは，これまでのご審議を踏まえまして，この案を要綱として規則の改正を行うということで，ご賛同をいただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【那須委員長】ありがとうございます。

続いて，今回は運用イメージについてもいろいろとご審議いただき，今後，最高裁や各家庭裁判所が運用を検討するにあたって参考にすべきご意見をちょうだいしたと考えております。

ところで，浅香幹事から説明申し上げた参考資料2及び3の運用イメージの運用事項欄については，これまでの審議を聞いておりますと，皆様，特にご異論がないというふうに思われましたが，そういうことでよろしいですか。山崎幹事も含めよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【那須委員長】どうもありがとうございました。

それでは，この案を要綱として最高裁判所裁判官会議に報告したいと思います。

なお，最高裁判所としては，この報告を十分考慮の上，規則案を作成し，速やかに裁判官会議の議決を経て規則を改正して，改正法の施行に備えることになろうかと思えます。

それでは，本日の委員会はこの程度で終了することにしたいと思います。長時間にわたり熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもって会議を閉じます。

【高橋（学）書記】これもちまして、最高裁判所家庭規則制定諮問委員会を終了いたします。